

平成 2 5 年 8 月 3 0 日

平成 24 年度における景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組

消費者庁では、不当な表示及び過大な景品類の提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めています。

この度、別添のとおり、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの消費者庁における景品表示法の運用状況等を取りまとめましたので、公表します。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：後藤、吉野
電話：03(3507)8800（代表）

平成24年度における景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組

平成25年8月30日
消費者庁表示対策課

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 国（消費者庁及び公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等）

(1) 概況

消費者庁は、景品表示法違反被疑事件について調査を行い、違反する事実があると認められたときは、措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される措置命令の内容等を通知し、弁明書及び証拠書類等を提出する機会を付与し、弁明の内容等を踏まえて措置命令を行っている。

また、措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、景品表示法に違反するおそれがあるときは、関係事業者に対し、是正措置を採るよう指導している。

平成24年度における調査件数は、前年度から繰越となっている170件、年度内に新規に着手した556件の合計726件である。同年度における処理件数は、措置命令が37件、指導が265件のほか、都道府県による処理が適当として都道府県に移送したものが12件、公正競争規約により処理することが適当として当該公正競争規約を運用している公正取引協議会等に移送して同協議会等が処理したものが45件などの合計546件である。

措置命令件数については、平成22年度は20件、平成23年度は28件、平成24年度は37件となっている。

平成24年度に処理したもののうち、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等が行った調査の結果を踏まえて消費者庁が行ったものは、措置命令12件（東北事務所、中部事務所、近畿中国四国事務所、近畿中国四国事務所中国支所、近畿中国四国事務所四国支所、九州事務所）、指導119件、調査を打ち切ったもの等26件である。

過去3年間の措置命令件数の推移

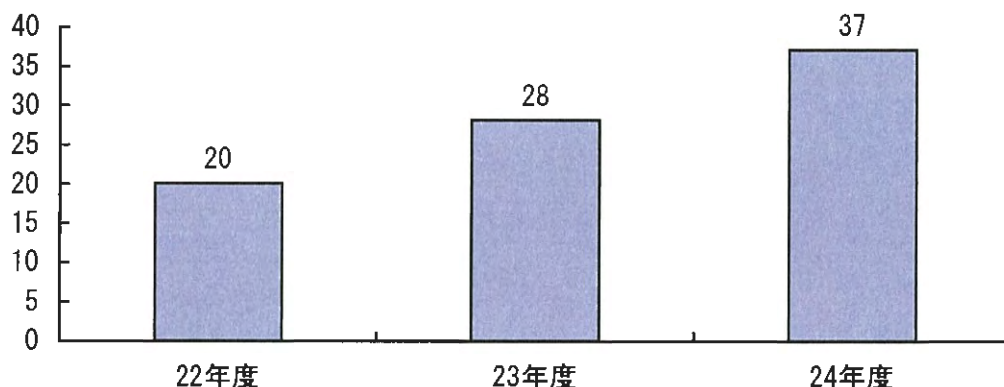


表 1 調査件数等の推移

(単位：件)

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ^{※4}
前年度からの繰越		90	259	170	180
新規件数	職権探知	491	178	131	-
	情報提供 ^{※1}	355 (3,718)	392 (3,667)	425 (5,082) ^{※2}	-
	小計	846	570	556	-
調査件数		936	829	726	-
処理事件数	措置命令	20	28	37	8
	警告	2	0	265 ^{※3}	73 ^{※3}
	注意	412	405		
	都道府県移送	2	1	12	-
	協議会処理	31	53	45	-
	打切り等	210	172	187	-
	小計	677	659	546	-
次年度への繰越し		259	170	180	-

※1 外部から提供された情報のうち、景品表示法違反被疑事案として処理することが適当と思われた情報の件数。括弧内の数字は外部から提供された情報の総数。

※2 うち食品表示に関係する内容が含まれる情報件数は629件。

※3 行政手続法上の「行政指導」にあたる「指導」の件数。平成24年度から、「警告」、「注意」の区分を廃止した。

※4 平成25年6月30日現在の件数

表 2 平成24年度における処理事件の商品役務別分類

(単位：件)

商品役務	措置命令	指導	合計
食品	2	49	51
被服品	4	34	38
住居品	13	41	55
教養娯楽品	0	44	44
教養・娯楽サービス	2	11	13
車両・乗り物	1	4	5
保健衛生品	7	14	21
土地・建物・設備	2	9	10
運輸・通信サービス	2	7	9
教育サービス	1	7	8
金融・保険サービス	0	1	1
その他	3	54	57
合計	37	275	312

(注) 関係する商品役務が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

表 3 平成24年度における公正取引委員会地方事務所・支所等が調査を行った事件処理件数
(単位：件)

公正取引委員会 地方事務所・支所等	措置命令	指 導	合 計
北海道事務所	0 [2]	5	5
東北事務所	1 [0]	17	18
中部事務所	1 [2]	34	35
近畿中国四国事務所	4 [1]	28	32
中国支所	2 [0]	13	15
四国支所	1 [1]	5	6
九州事務所	3 [3]	15	18
沖縄総合事務局	0 [0]	2	2
合計	12 [9]	119	131

(注) []内は平成23年度の件数（以下表5まで同じ）

(2) 表示事件の処理状況

平成24年度に措置命令を行った事件は、次のとおり、全て表示事件であり、その件数は計37件である（別紙1参照）。

- ・自動車ガソリンの種類に関する不当表示 1件
- ・振袖セット商品の販売価格・レンタル料金に関する不当表示 4件
- ・予備校の合格実績に関する不当表示 1件
- ・データ通信サービスの費用・通信速度等に関する不当表示 2件
- ・LED電球の明るさに関する不当表示 12件
- ・化粧品の抗シワ効果に関する不当表示 3件
- ・「身長伸ばし」等と称する役務の効果に関する不当表示 1件
- ・分譲マンションの施工内容に関する不当表示 1件
- ・美容機器の細胞の活性化等の効果に関する不当表示 1件
- ・冷却ベルトの効果持続時間に関する不当表示 3件
- ・葬儀サービスの料金に関する不当表示 1件
- ・資格取得対策講座の料金に関する不当表示 1件
- ・天然はちみつのもとの原産国に関する不当表示 1件
- ・宿泊プラン利用者に提供されていたあわびの品種等に関する不当表示 1件
- ・住宅用太陽光発電システムにより得られる利益に関する不当表示 1件
- ・電気掃除機のダニ由来のアレルギーの原因となる物質の分解等の効果に関する不当表示 1件
- ・ペットボトル入り飲料水の公的認証に関する不当表示 1件
- ・中古自動車のおとり広告及び走行距離数に関する不当表示 1件

表 4 表示事件の内訳

(単位：件)

関係法条	措置命令	指導	合計
第4条第1項第1号（優良誤認）	29 [19]	114	143
第4条第2項適用	5 [3]	0	0
第4条第1項第2号（有利誤認）	9 [11]	132	141
第4条第1項第3号	2 [0]	27	29
無果汁	0 [0]	0	0
原産国表示	1 [0]	17	0
消費者信用	0 [0]	0	0
不動産おとり広告	0 [0]	2	0
おとり広告	1 [0]	6	0
有料老人ホーム	0 [0]	2	0
合計（延べ数）	40 [30]	273	313

(注) 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

(3) 景品事件の処理状況

平成24年度における処理状況は次のとおりである。

表 5 景品事件の内訳

(単位：件)

関係告示	措置命令	指導	合計
懸賞景品告示	0 [0]	5	5
総付景品告示	0 [0]	4	4
業種別景品告示	0 [0]	0	0
合計（延べ数）	0 [0]	9	9

(4) 行政不服審査法に基づく異議申立て

平成24年度において、措置命令に対して行政不服審査法に基づく異議申立てが行われた事例はなかった。

2 都道府県

景品表示法第7条は、都道府県知事が景品表示法違反があると認めるときは、その行為の取りやめなど必要な事項を指示することができる」と規定しており、景品表示法違反被疑事件は、都道府県によっても処理されている。

最近の都道府県による指示件数は、表6のとおりである。

平成24年度においては、11都道府県において28件の指示が行われている（別紙2参照）。28件全てが表示事件であり、美容機器、健康食品、エステ施術等の内容や価格に関する不当表示事件、水産物、水産加工食品、農産加工食品等の原料原産地に関する不当表示事件、紳士服、婦人服等の二重価格表示に関する不当表示事件などがあつた。指示を受けた事業者がその指示に従わないなどの理由により、都道府県

知事から消費者庁長官に対して、措置請求が行われたものはなかった。

また、美容器具やダイエット食品などについて、著しい痩身効果があるかのような表示及び著しく安い価格で購入できるかのように表示していた事業者に対し、平成24年9月4日、5都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県）合同で、景品表示法第7条に基づく指示により表示の改善を指導するとともに、業界団体に対しても、表示の適正化の促進を図るよう要望している。

過去3年間の指示件数の推移

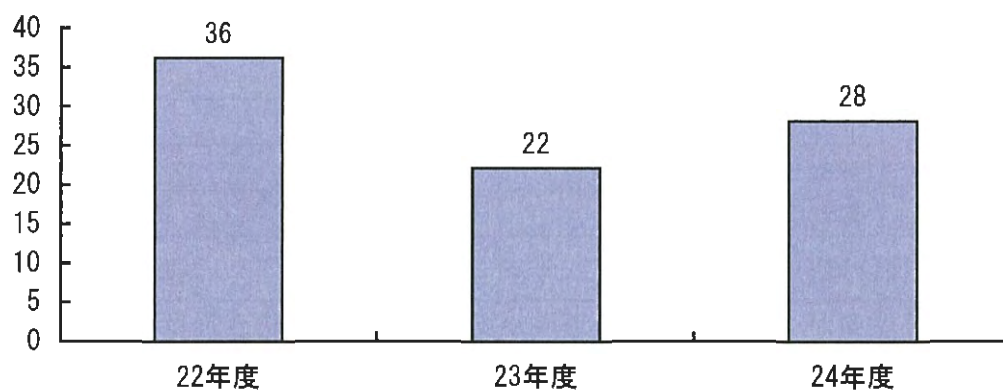


表 6 都道府県による指示件数

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (※)
都道府県等による指示件数	36件 (北海道 2件) (茨城県 1件) (栃木県 6件) (千葉県 1件) (東京都 12件) (新潟県 3件) (岐阜県 1件) (静岡県 1件) (大阪府 1件) (和歌山県 2件) (島根県 2件) (徳島県 1件) (福岡県 1件) (佐賀県 1件) (沖縄県 1件)	22件 (北海道 3件) (茨城県 1件) (栃木県 1件) (埼玉県 4件) (東京都 3件) (神奈川県 2件) (静岡県 1件) (愛知県 1件) (京都府 1件) (愛媛県 1件) (大分県 3件) (宮崎県 1件)	28件 (北海道 1件) (茨城県 2件) (栃木県 2件) (埼玉県 9件) (千葉県 1件) (東京都 6件) (神奈川県 1件) (静岡県 3件) (京都府 1件) (和歌山県 1件) (福岡県 1件)	0件

※ 平成25年6月30日現在の件数

第2 表示等の適正化への取組状況

1 公正競争規約

公正競争規約（以下「規約」という。平成25年3月31日現在105件〔景品37件、表示68件〕）は、景品表示法第11条の規定により、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて各業界が設定する景品類の提供又は表示に関するルールであり、①不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること、②一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと、③不当に差別的でないこと、④規約に参加し、又は規約から脱退することを不当に制限しないことの4つがその認定要件となっている。

消費者庁は、商品・サービスの表示方法の複雑化、消費者ニーズの多様化等の状況の変化を踏まえ、表示の適正化及び過大な景品類の提供の防止が図られるよう、一般消費者による適正な商品・サービスの選択に資する観点から、規約の設定・変更等に関する指導を行ってきている。

平成24年度においては、仏壇の表示に関する公正競争規約に関する公正競争規約の新設を認定したほか、19件の規約の変更を認定した。

なお、規約等の内容に実質的な変更があったものは次のとおりである。

表7 規約等の内容に実質的な変更があったもの

種別	表示・景品の別	変更等の対象となる規程	変更の概要	告示日等
包装食パン	表示	規約及び同施行規則	食パンの重量を示す「斤」を任意表示から義務表示とするための規定の見直し等	5月17日認定、5月31日官報告示
不動産	表示	規約及び同施行規則	中古住宅、土地等について二重価格表示を禁止している現行規定についてこれを可能とする見直し等	5月17日認定、5月31日官報告示

2 表示等の適正化への対応

(1) 電子商取引表示監視調査システムによる常時監視の実施

消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱し、インターネット上の広告表示の調査を委託して、電子商取引表示監視調査システムを通じて問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受けている。電子商取引表示調査員からの報告は、景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用している。

平成24年度においては、電子商取引表示調査員から1,017件のインターネット上の広告表示について報告を受けた。さらに、景品表示法違反につながるおそれがあるなどの問題があると認められた129サイト123事業者に対し、景品表示法違反行為の未然防止の観点から啓発するためのメールを送信した。

(2) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」の改定

商品・サービスを提供する店舗を経営する事業者が、口コミ投稿の代行を行う事業者に依頼して、口コミサイトの口コミ情報コーナーに口コミを多数書き込ませるという行為があった問題に対応し、平成23年10月28日に公表した「留意事項」に問題となる事例を追加した（平成24年5月9日）。

(3) 「『カード合わせ』に関する景品表示法（景品規制）上の考え方」の公表等

いわゆる「コンプガチャ」問題を受け、いわゆる「コンプガチャ」が景品表示法上規制される「カード合わせ」に該当するとの考え方を示した上で、その考え方を明確に示すために「『懸賞による景品類の提供に関する事項の制限』の運用基準」を消費者庁長官通達として定め、平成24年7月1日から施行した。

また、平成25年1月16日、上記の考え方を具体的により分かりやすく示すために、「インターネット上の取引と『カード合わせ』に関するQ&A」を公表した。

(4) 「トイレクリーナーの表示に関する実態調査結果」の公表

トイレの便器・タンク・床等の拭き掃除に用いられる清掃用品である「トイレクリーナー」で、パッケージに「トイレに流せる」、「水にほぐれる」等の表示があるものについて実態調査を実施した。トイレトペーパーに係るJIS規格と同等のほぐれやすさを有していないものについて上記のような表示をすることは、トイレクリーナーの内容について、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしていることとなるとの考え方を明らかにした。

3 関係行政機関等との連携強化等

(1) 都道府県との連携

都道府県における景品表示法の執行力の強化に向けた取組を支援するため、平成24年10月から同年12月にかけて、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等と協力して北海道・東北地区、関東甲信越地区、中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州・沖縄地区のブロックごとに都道府県との連絡会議を順次開催した。

表 8 平成24年度景品表示法ブロック会議の開催状況

開催日 (平成24年)	ブロック	参加自治体
10月31日	関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
11月13日	中部	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
11月26日	北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
12月4日	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
12月7日	近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

開催日 (平成24年)	ブロック	参加自治体
12月13日	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
12月17日	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

また、平成24年7月及び平成25年1月に都道府県において景品表示法の執行に従事している職員を対象とした同法の執行研修を実施した。このほか、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等とともに、都道府県が行う景品表示法の運用に関して助言を行うなど、都道府県との協力関係の強化に努めている。

平成24年度からは、景品表示法に関する調査情報等を共有するネットワーク(景品表示法執行NETシステム)の運用を開始し、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等及び都道府県との情報共有の緊密化を図っている。

(2) 景品表示法と健康増進法との連携強化

国民の健康志向の高まりから、いわゆる健康食品が広く普及している中、インターネット等を利用した広告・宣伝が活発に行われている。このような広告・宣伝の中には、虚偽・誇大広告や不当表示のおそれのあるものも見受けられ、これら虚偽・誇大広告等に対する厳正な法執行が求められている。

上記虚偽・誇大広告等に対しては、景品表示法及び健康増進法による法執行が考えられるところ、消費者庁では、両法の特徴をいかしつつ、両法が相互に補完し合い、効果的な法執行を行うべく、平成25年2月から「食品表示担当班」を設け、景品表示法と健康増進法との一体的な執行を図ってきたが、同年7月1日から景品表示法、健康増進法、食品衛生法、JAS法等に基づく調査や改善指示・命令等の執行に関する事務を一元的に担う新たな体制として「食品表示対策室」が整備された。

4 景品表示法に関する相談業務

消費者庁は、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等とともに、景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品・サービスに関する表示の方法や具体的な景品類の提供の方法について、事業者等からの相談に応じている。

景品表示法に関して消費者庁及び公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等が受け付けた相談件数は、表9のとおりであり、平成24年度においては、17,249件(前年度17,205件)の相談を受け付けた。具体的な相談内容としては、商品又は役務の効果・性能の表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、食品の原材料、成分等に係る強調表示に関する相談、商品又は役務を供給する際の二重価格表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等があった。

表9 相談件数

(単位：件)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談件数	16,772	17,205	17,249

5 景品表示法の普及・啓発

消費者庁及び公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等は、景品表示法の普及・啓発、同法違反行為の未然防止等のために、消費者団体、地方自治体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する講習会、研修会等に職員を講師として派遣している。

平成24年度においては、消費者団体、地方自治体、事業者団体等が全国各地で開催する講習会等に、計97回講師を派遣した。